

伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 30 日
告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、参画と協働のまちづくりを推進するため、市内の地域団体が管理運営を行っている集会所の改修等に要する経費に対し、毎年度一般会計予算の定めるところにより交付する補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「集会所」とは、別表第 1 に掲げる施設をいう。

2 この要綱において「補助対象事業者」とは、前項の集会所の管理運営を行っている伊予市広報区長及び広報委員に関する規則(平成 18 年伊予市規則第 20 号)に定める広報区長をいう。

(補助金の交付基準)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業及び補助率は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた補助対象事業者は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、別表第 2 の区分 1 の事業にあつては 10 年間、同表の区分 2 の事業にあつては 4 年間、新たな補助金の交付を受けることができない。ただし、天災等の発生により、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 補助金として算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする補助対象事業者は、伊予市集会所改修等事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 関係図書(位置図、配置図、平面図、見積書等)
- (2) 現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容

を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、伊予市集会所改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の交付決定を受けた事業について、その内容に変更が生じたときは、伊予市集会所改修等事業費補助金変更申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の変更申請の内容が適当と認めたときは、伊予市集会所改修等事業費補助金変更決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに伊予市集会所改修等事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前の写真
- (2) 施工中の写真
- (3) 完成写真
- (4) 契約書等の写し
- (5) 施工業者からの請求書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（事業の確認）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による事業の確認の後、伊予市集会所改修等事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助対象事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(関係書類の保管)

第12条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月17日告示第127号)

この告示は、平成24年10月17日から施行する。

附 則 (平成28年5月12日告示第92号)

この告示は、平成28年5月12日から施行する。

附 則 (令和元年8月1日告示第100号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に改正前の伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱並びに廃止前の伊予市小規模地域整備事業費補助金交付要綱(平成17年伊予市告示第14号)及び伊予市双海地域振興事業補助金交付要綱(平成17年伊予市告示第133号)の規定により補助金の交付を受けた集会所については、改正後の別表第2の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

1 コミュニティ施設整備事業等による集会所

	広報区名	箇所名	整備年度	概要	施設名
1	上唐川	両沢	H3	木造 1 階、105.59 m ²	両澤集会所
2	上唐川	下寺	S48	CB 造 2 階、144.0 m ²	上唐川集会所
3	下唐川	東野	S56	RC 造 2 階、115.86 m ²	東野集会所
4	下唐川	中台	S56	RC 造 2 階、99.794 m ²	中台集会所
5	下唐川	長崎谷	S52	CB 造 2 階、101.06 m ²	長崎谷集会所
6	下唐川	馬場	S54	CB 造 2 階、101.058 m ²	馬場集会所
7	大平上	武領	S56	RC 造 2 階、100.672 m ²	武領集会所
8	大平上	みどりが丘団地	S55	木造 2 階、119.24 m ²	みどりが丘団地集会所
9	大平上	大南	S57	RC 造 1 階、80.27 m ²	大南小手谷集会所
10	大平上	四ツ松	S62	RC 造 1 階、80.41 m ²	四ツ松集会所
11	大平上	平岡	S47	木造 1 階、74.005 m ²	平岡集会所
12	大平下	曾根	S55	RC 造 2 階、166.09 m ²	大平曾根集会所
13	大平下	梶畑	S57	RC 造 1 階、105.877 m ²	梶畑集会所
14	大平下	片山	S61	RC 造 1 階、115.18 m ²	大平片山集会所
15	三秋	三秋	H16	木造 1 階、189.31 m ²	三秋集会所
16	三秋	端	S51	木造 1 階、49.69 m ²	端集会所
17	中村	中村	S52	木造 1 階、34.47 m ²	中村集会所
18	中村	沖	S58	木造 1 階、65.21 m ²	中村沖集会所
19	中村	鹿島	H15	木造 1 階、66.66 m ²	中村鹿島集会所
20	森	森	S54	RC 造 2 階、187.92 m ²	森集会所
21	森	浜	S55	木造 1 階、55.0525 m ²	森浜集会所
22	森	本村	S57	RC 造 1 階、99.37 m ²	森本村集会所
23	森	上組	S56	木造 1 階、59.565 m ²	森上組集会所
24	本郡	本郡	H17	木造 2 階、162.44 m ²	本郡集会所
25	尾崎	尾崎	S48	木造 1 階、109.2 m ²	尾崎集会所
26	三島	三島	S48	木造 1 階、89.43 m ²	三島集会所
27	三島	上組	S53	CB 造 2 階、73.92 m ²	三島上集会所
28	市場	市場	H22	木造 1 階、176.03 m ²	市場集会所
29	市場	向井原	H10	木造 1 階、83.93 m ²	市場向井原集会所
30	稲荷	客	S52	木造 1 階、66.21 m ²	稲荷客集会所
31	稲荷	明見	S54	木造 1 階、114.617 m ²	稲荷明見集会所
32	稲荷	港南団地	S56	木造 1 階、90.772 m ²	港南団地集会所
33	稲荷	谷	S54	木造 1 階、76.807 m ²	稲荷谷集会所
34	稲荷	西	H2	RC 造 1 階、214.75 m ²	稲荷西集会所
35	上吾川	上吾川	H3	RC 造 1 階、244.21 m ²	上吾川集会所
36	上吾川	布部	S52	木造 1 階、90.29 m ²	布部集会所
37	上吾川	向井原	H13	木造 1 階、89.94 m ²	上吾川向井原集会所
38	上吾川	市ノ坪	H8	木造 1 階、89.34 m ²	市ノ坪集会所
39	上吾川	十合	H9	木造 1 階、85.29 m ²	上吾川十合集会所
40	上吾川	六反	S53	木造 1 階、70.395 m ²	六反集会所
41	米湊 A-1	本郷	S56	RC 造 2 階、166.09 m ²	米湊本郷集会所
42	米湊 A-2	聖	S50	RC 造 1 階、197.34 m ²	米湊聖集会所
43	米湊 A-2	米湊団地	H6	木造 1 階、100.19 m ²	米湊南原団地集会所
44	米湊 B	栄町	S53	CB 造 2 階、88.02 m ²	栄町集会所
45	湊町 A	湊町	H3	木造 2 階、144.89 m ²	湊町青年会(湊町会館)
46	湊町 B	湊町	S55	木造 1 階、57.76 m ²	増福集会所(清和会館)
47	下吾川 1	下吾川	S55	RC 造 2 階、184.262 m ²	下吾川集会所
48	下吾川 3	新川	S48	木造 2 階、140.21 m ²	新川集会所
49	下吾川 5	鳥ノ木東	S54	RC 造 1 階、170.575 m ²	鳥ノ木団地東集会所

50	下三谷	下三谷	H1	RC造1階、242.29㎡	下三谷集会所
51	上三谷	上三谷	S52	RC造2階、197.22㎡	上三谷集会所
52	上三谷	原	S58	RC造1階、132.66㎡	上三谷原集会所
53	上三谷	旗屋	S62	RC造1階、119.80㎡	上三谷旗屋集会所
54	上三谷	筋向	H9	木造1階、51.28㎡	上三谷筋向集会所
55	上野	上野	S60	RC造2階、208.81㎡	上野集会所
56	上野	松本	S55	RC造2階、135.375㎡	上野松本集会所
57	上野	本村	S58	RC造2階、121.02㎡	上野本村集会所
58	上野	上郷	H14	木造1階、77.70㎡	上野上郷集会所
59	上野	下郷	S57	RC造2階、166.09㎡	上野下郷集会所
60	上野	上野	S51	RC造2階、64.0㎡	上野地区集会所
61	上野	堤	H2	木造1階、69.49㎡	上野堤集会所
62	宮下	宮下	S53	RC造2階、211.56㎡	宮下集会所
63	宮下	南組	S55	RC造1階、116.043㎡	宮下南組集会所
64	宮下	新屋敷	H8	木造1階、108.75㎡	新屋敷集会所
65	八倉	中組	S54	RC造2階、192.24㎡	八倉中央集会所
66	八倉	西組	S51	木造1階、57.759㎡	八倉西組集会所
67	長沢	下長沢	S55	木造1階、106.82㎡	下長沢集会所
68	泉町	泉町一区	S51	木造1階、99㎡	泉町一区集会所
69	中山	福元	S57	木造1階、15.87㎡	福元集会所
70	中山	高岡	S53	木造1階、115.93㎡	高岡集会所
71	中山	柚之木	S59	木造1階、109.72㎡	柚之木集会所
72	中山	平村	S52	木造1階、118.42㎡	平村集会所
73	中山	添賀	S59	木造1階、110.13㎡	添賀集会所
74	永木	永木	H2	木造1階、115.23㎡	永木集会所
75	永木	福住	S51	木造1階、115.0㎡	福住集会所
76	永木	梅原	S54	木造1階、110.97㎡	梅原集会所
77	出漕1	豊岡一区	S56	木造1階、119.24㎡	豊岡一区集会所
78	出漕1	坪井	S45	木造1階、54.6㎡	坪井集会所
79	出漕1	小池	S52	木造1階、104.34㎡	小池集会所
80	出漕2	日南登	S49	木造1階、86.95㎡	日南登集会所
81	出漕2	漆	S62	木造1階、96.88㎡	漆集会所
82	出漕2	平沢	S47	木造1階、86.95㎡	平沢集会所
83	野中	大矢	S53	木造1階、104.34㎡	大矢集会所
84	野中	上野中	S57	木造1階、99.78㎡	上野中集会所
85	野中	中野中	H11	木造1階、109.30㎡	中野中集会所
86	野中	下野中	S45	木造1階、49.3㎡	下野中集会所
87	野中	影之浦	H6	木造1階、109.30㎡	影之浦集会所
88	野中	栗田二区	S47	木造1階、81.68㎡	栗田二区集会所
89	野中	仁川登	H10	木造1階、86.95㎡	仁川登集会所
90	佐礼谷1	榎峠	H1	木造1階、99.37㎡	榎峠集会所
91	佐礼谷1	竹之内	S53	木造1階、105.16㎡	竹之内集会所
92	佐礼谷1	日浦	S63	木造1階、111.79㎡	日浦集会所
93	佐礼谷1	影浦	S56	木造1階、102.68㎡	影浦集会所
94	佐礼谷1	坪之内	H5	木造1階、120.06㎡	坪之内集会所
95	佐礼谷1	村中	S54	木造1階、112.62㎡	村中集会所
96	佐礼谷2	山口	S62	木造1階、86.95㎡	山口集会所
97	佐礼谷2	中替地	S46	木造1階、57.44㎡	中替地集会所
98	佐礼谷2	柿谷	S60	木造1階、95.33㎡	柿谷集会所
99	佐礼谷2	安別当	S61	木造1階、99.27㎡	安別当集会所
100	佐礼谷2	梅之木	S53	木造1階、101.44㎡	梅之木集会所
101	佐礼谷2	源氏	S54	木造1階、101.84㎡	源氏集会所
102	佐礼谷2	犬寄	S57	木造1階、110.96㎡	犬寄集会所

103	上灘 A	高野川	S49	木造 1 階、194.9 m ²	高野川集会所
104	上灘 A	小網	S43	RC 造 2 階、291.60 m ²	小網生活改善センター (小網集会所)
			S53	鉄骨造 1 階、151.05 m ² (3 階部分)	
105	上灘 B	灘町	S51	RC 造 2 階、323.72 m ²	灘町集会所
106	上灘 B	両谷	S59	RC 造 2 階、139.25 m ²	両谷公民館
107	翠 A	久保	S63	木造 1 階、137.42 m ²	久保公民館
108	翠 A	大栄	S35	木造 1 階、101.48 m ²	大栄集会所
			-	CB 造 1 階、45.92 m ² (増築)	
109	翠 A	奥大栄	S55	RC 造 1 階、43.31 m ²	奥大栄集会所
110	翠 A	岡	H10	木造 1 階、119.45 m ²	岡集会所
111	翠 B	粒野	S56	RC 造 2 階、117.72 m ²	粒野集会所
112	翠 B	東峰	S45	木造 1 階、69.30 m ²	東峰公民館
113	高岸	本郷	S41	木造 2 階、244 m ²	本郷集会所
114	大久保	本谷	S54	RC 造 1 階、92.08 m ²	本谷集会所
115	大久保	石ノ久保	H24	木造 1 階、47.83 m ²	石ノ久保集会所
116	大久保	閨住	H4	木造 1 階、83.70 m ²	閨住集会所
117	大久保	富岡	S49	木造 1 階、46.3 m ²	富岡集会所
118	大久保	日喰	S58	RC 造 1 階、113.31 m ²	日喰公民館
119	下上浜	上浜	S57	RC 造 2 階、154.58 m ²	上浜公民館
120	下上浜	下浜	S57	RC 造 1 階、129.15 m ²	下浜公民館
121	串 A	奥西	S35	木造 1 階、79 m ²	奥西集会所
122	串 A	奥東	S45	木造 1 階、106.4 m ²	奥東公民館
123	串 A	池ノ久保	H11	木造 1 階、119.24 m ²	池ノ久保集会所
124	串 B	松尾	S62	木造 1 階、105.90 m ²	松尾公民館
125	串 B	満野空	H6	木造 1 階、73.70 m ²	満野空集会所

2 地方改善事業(地域改善対策事業等を含む。)等による集会所

	広報区名	箇所名	整備年度	概要	施設名
1	大平下	下片山	S54	CB 造 1 階、99.20 m ²	下片山集会所
2	三秋	城ヶ端	S54	CB 造 1 階、66.00 m ²	城ヶ端集会所
3	中村	明音寺	S58	RC 造 1 階、79.87 m ²	中村明音寺集会所
4	市場	大道寺	S52	CB 造 1 階、66.00 m ²	市場大道寺集会所
5	本郡	浜	S51	CB 造 1 階、99.20 m ²	本郡浜集会所
6	下吾川 3	南新川	S50	CB 造 1 階、99.00 m ²	南新川集会所
7	下吾川 3	北新川	H3	RC 造 1 階、105.05 m ²	北新川集会所
8	上三谷	平松	S50	CB 造 1 階、66.00 m ²	上三谷平松集会所
9	宮下	北組	S63	RC 造 1 階、104.65 m ²	宮下北組集会所
10	宮下	音地	S51	CB 造 1 階、99.07 m ²	宮下音地集会所
11	永木	重藤	S55	CB 造 1 階、98.18 m ²	重藤集会所
12	出渕 1	門前	H1	木造 1 階、77.01 m ²	横山集会所
13	出渕 2	栃谷	S53	木造 1 階、119.24 m ²	栃谷集会所
14	佐礼谷 1	障子ヶ谷	S51	木造 1 階、64.80 m ²	障子ヶ谷集会所
15	串 B	壺神	S59	RC 造 2 階、48.00 m ²	壺神集会所

3 旧市町単独整備事業等による集会所

	広報区名	箇所名	整備年度	概要	施設名
1	中村	鹿島住宅	S43	CB 造 1 階、34.65 m ²	鹿島住宅集会所
2	尾崎	尾崎住宅	S35	木造 1 階、29.7 m ²	尾崎住宅集会所
3	下吾川 4	鳥ノ木団地	S50	RC 造 1 階、152.0 m ²	鳥ノ木団地集会所
4	長沢	上長沢	S42	-	上長沢集会所

5	翠 A	三島	H14	木造 1 階、119.24 m ²	三島集会所
6	翠 A	日尾野	H16	木造 1 階、129.29 m ²	日尾野集会所
7	串 B	本村	S27	木造 2 階、218.00 m ²	本村公民館

4 地元施工等による集会所

	広報区名	箇所名	整備年度	概要	施設名
1	上唐川	鵜崎	S10	木造 1 階、37.95 m ²	鵜崎集会所
2	上唐川	本谷	S15	木造 1 階、52.8 m ²	本谷集会所
3	大平上	大地蔵	S13	木造 1 階、72.6 m ²	大地蔵集会所
4	大平上	石原	S31	木造 1 階、49.5 m ²	石原公民館
5	森	上山	S39	木造 1 階、92.4 m ²	上山集会所
6	稲荷	東	S35	木造 1 階、110.55 m ²	稲荷東協議所
7	上吾川	松本	S47	木造 1 階、75.9 m ²	松本公民館
8	上吾川	宮ノ前	S39	木造 1 階、28.05 m ²	宮ノ前集会所
9	上吾川	白水	S39	木造 1 階、40.43 m ²	白水公民館
10	下三谷	原	S48	木造 1 階、114.18 m ²	下三谷原公民館
11	下三谷	栗林	S45	木造 1 階、74.25 m ²	栗林公民館
12	下三谷	近江	H27	木造 1 階、95.90 m ²	近江文化センター
13	下三谷	仲組・北組	S45	木造 1 階、79.20 m ²	仲北集会所
14	下三谷	町永	S47	木造 1 階、69.30 m ²	町永公民館
15	上三谷	客組	S40	木造 1 階、47.03 m ²	客公民館
16	上三谷	大替地	S45	木造 1 階、66.0 m ²	大替地公民館
17	上三谷	平松	S34	木造 1 階、52.8 m ²	平松協和館
18	上野	上野団地	H9	木造 1 階、199.97 m ²	上野団地集会所
19	八倉	東組	S46	木造 1 階、59.4 m ²	八倉東公民館
20	出漕 1	豊岡二区	S37	—	豊岡二集会所
21	出漕 2	福岡	S27	—	福岡集会所
22	佐礼谷 2	赤海	S43	—	赤海集会所
23	上灘 B	灘町 5 丁目	H8	木造 1 階、110 m ²	灘町 5 丁目公民館
24	翠 B	高見	H7	木造 2 階、155.22 m ²	高見集会所
25	串 B	満野浜	H5	木造 1 階、52.33 m ²	満野浜集会所

別表第 2 (第 3 条関係)

区分	対象事業の内容	対象事業費	補助率
1	集会所の 改修又は修繕 (備品は除く。)	50 万円から 300 万円まで	対象事業費の 2 分の 1 以内
2	集会所の 改修又は修繕 (設備のみ)	20 万円から 100 万円まで	対象事業費の 2 分の 1 以内

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

伊予市集会所改修等事業費補助金交付申請書

伊予市長 様

補助対象事業者の名称 _____

代表者の住所・氏名 住所 _____

氏名 _____ ㊟

伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

集会所の所在地	伊予市
集会所の名称	
事業区分	
着手及び完了 予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
総事業費	円
補助申請額	円

様式第 2 号（第 5 条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日

伊予市集会所改修等事業費補助金交付決定通知書

様

伊予市長



年 月 日付けで申請のありました伊予市集会所改修等事業費補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額	円
集会所の所在地	伊予市
集会所の名称	
事業区分	
交付の条件	(1) 補助金は、補助事業の目的以外に使用しないこと。 (2) 補助事業の内容等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告して指示を受けること。 (5) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に実績報告書を提出すること。 (6) 補助事業に係る収入支出の帳簿及び関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の末日から起算して 5 年間これを保管すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

伊予市集会所改修等事業費補助金変更申請書

伊予市長 様

補助対象事業者の名称 _____

代表者の住所・氏名 住所 _____

氏名 _____ ㊟

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおりその内容等を変更したいので、伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

集会所の所在地	伊予市
集会所の名称	
事業区分	
補助事業の変更内容	
補助事業の変更理由	
変更後の着手及び完了 予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
変更後の総事業費	円
変更後の補助申請額	円

様式第 4 号（第 6 条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日

伊予市集会所改修等事業費補助金変更決定通知書

様

伊予市長



年 月 日付で申請のありました補助事業の変更については、下記のとおり決定の内容を変更したので、伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更後の交付決定額	円
集会所の所在地	伊予市
集会所の名称	
事業区分	
補助事業の変更内容	
補助事業の変更理由	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

伊予市集会所改修等事業実績報告書

伊予市長 様

補助対象事業者の名称 _____

代表者の住所・氏名 住所 _____

氏名 _____ ㊟

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

集会所の所在地	伊予市
集会所の名称	
事業区分	
着手及び完了 年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
事業の成果	
総事業費	円
補助金の交付決定額	円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

伊予市集会所改修等事業費補助金交付請求書

伊予市長 様

補助対象事業者の名称 _____

代表者の住所・氏名 住所 _____

氏名 _____ ㊟

年 月 日付け伊予市指令第 号により交付決定を受けた補助金について、伊予市集会所改修等事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金の名称	伊予市集会所改修等事業費補助金
集会所の所在地	伊予市
集会所の名称	
事業区分	

完成検査を行った結果、実績報告のとおり完成したことを確認する。

年 月 日
(検収者) 所属 職

氏名 _____ ㊟